

四日市市告示第642号

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）第67条第3項の規定により
放置自転車等を移動・保管したので次のように告示する。

令和元年12月27日

四日市市長 森 智広

- (1) 保管した放置自動車等が置かれていた場所
三重県四日市市西伊倉町9番 来客用駐車場内
- (2) 放置自動車に関する事項
 - ・メーカー名：三菱
 - ・車名：MINICA
 - ・自動車登録番号：神戸580く52-59
 - ・車台番号：H22A-0747632
- (3) 保管した放置自動車等を移動した日時
令和元年12月18日
- (4) 放置自動車等の保管を始めた日時及び保管の場所
保管日：令和元年12月18日
保管場所：三重県四日市市生桑町地内
- (5) 当該自動車を返還するための手続き
当該放置自動車の所有者等は、四日市市営住宅条例施行規則第51条第1項の手続きに基づき、保管放置自動車等返還申請書（第53号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該所有者等は、当該放置自動車等の所有者であることを証する書類を提示しなければならない。
- (6) 連絡先
三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 市営住宅課 住宅係
電話 059-354-8218

(都市整備部 市営住宅課)